受託事業

個人事業者等の安全衛生確保支援事業

注文者等向け（その他（建設・造船・製造業以外））
説明資料

CONTENTS

1 安全衛生管理体制 3

2 連絡調整不足による労働災害事例 7

3 元方事業者等による統括管理・連絡調整等の措置 9

4 作業場所管理事業者として必要な措置 12

5 個人事業者等に仕事を請け負わせる際の留意事項 18

労働安全衛生法は、色々な仕事、役割、機械、設備、物質等が出てきます。そして、その名称の定義が法律等の条文で行われています。

今回の『改正安衛法令』でも「個人事業者」のように新たに定義されたものも多くあるので、しっかり確認していきましょう！

なお、私は、ナビ役で時々出てきます。よろしく！



事業者



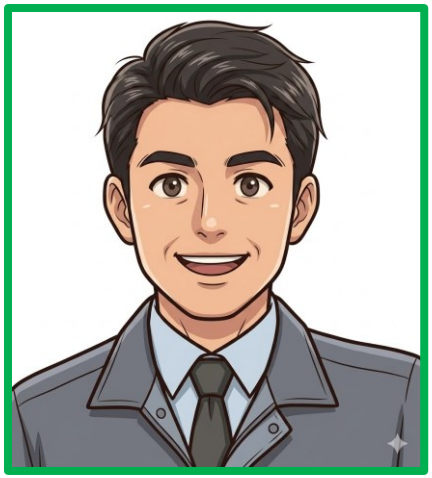
【安衛法2条３号】
事業を行う者で、労働者を使用するもの（法人または個人経営者）

個人事業者





【安衛法31条の3第1項】
事業を行う者で、労働者を使用しないもの（法人または個人経営者）





1　安全衛生管理体制

事業者



【安衛法2条3号】
事業を行う者で、労働者を使用するもの



安全衛生管理体制の構成メンバーです。

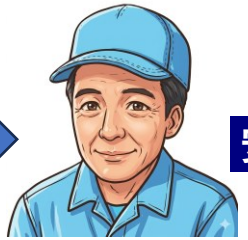
総括安全衛生管理者



【安衛法10条】
（安全管理者）、衛生管理者を指揮
10条記載の統括管理業務を行う

業種により選任要件の常時労働者数が異なる（次頁）

安全管理者



【安衛法11条】
統括管理業務のうち安全にかかる技術的事項を管理

選任が必要な業種は労働者数が常時50人以上のときに選任

衛生管理者



【安衛法12条】
統括管理業務のうち衛生にかかる技術的事項を管理

労働者数が常時50人以上のときに選任

労働者が常時10人以上50人未満のときに選任

安全衛生推進者

衛生推進者



【安衛法12条の2】
統括管理業務の担当

作業主任者



【安衛法14条】
労働災害防止管理を必要とする業務で選任

産業医



【安衛法13条】
労働者数が常時50人以上のときに選任

安全委員会



【安衛法17条】
職場の安全に関する重要事項を調査・検討し、会社に意見を述べるための審議機関

【安衛法19条】
安全委員会及び衛生委員会を設けなければならない時は、これらの委員会の設置に代えて安全衛生委員会を設置できる。

設置要件は（５頁）

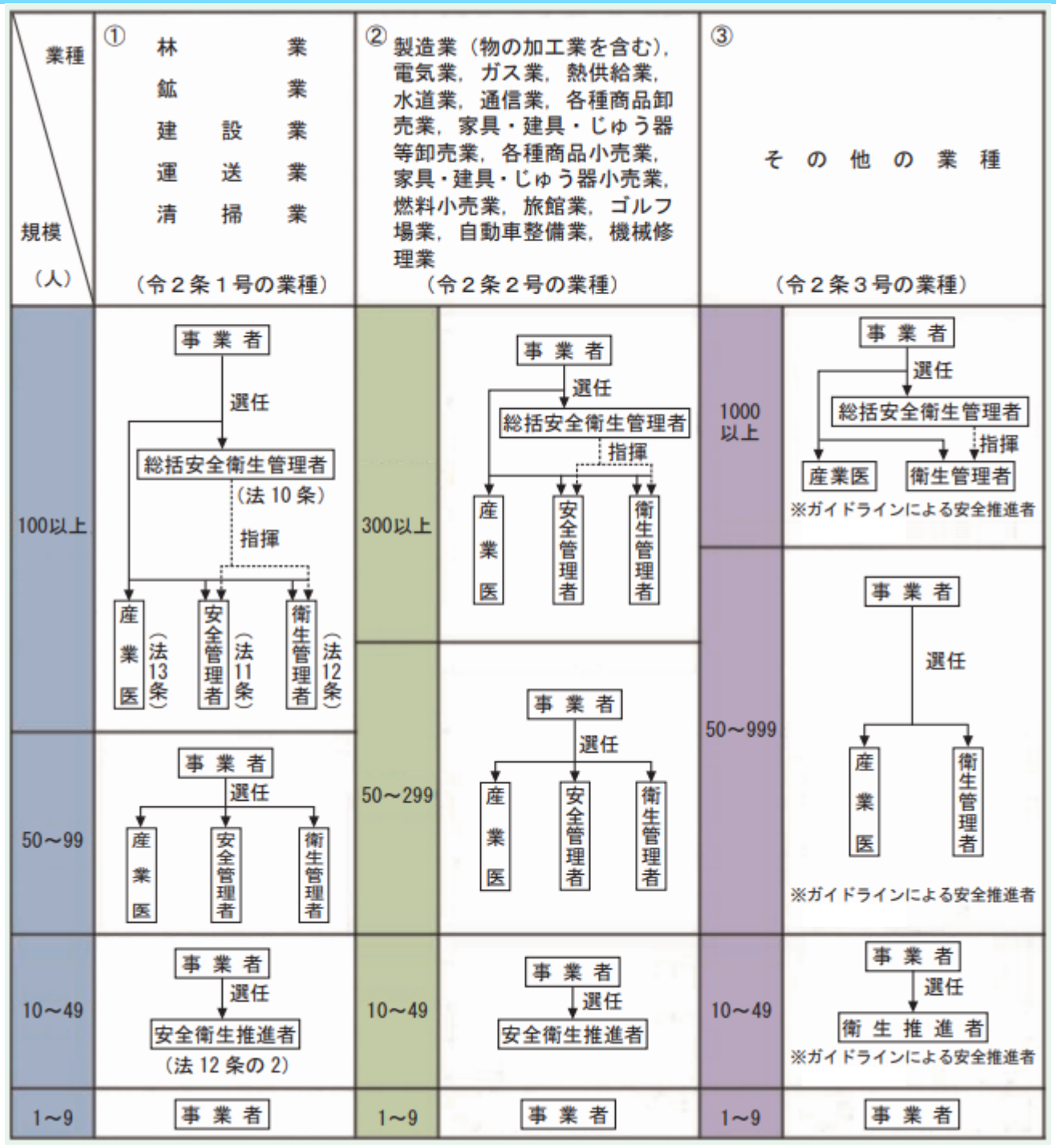
衛生委員会



全ての業種で、労働者数が常時50人以上のときに設置

【安衛法18条】
職場の健康に関する重要事項を調査・検討し、会社に意見を述べるための審議機関

事業規模別・業種別安全衛生管理組織



令：労働安全衛生施行令
法：労働安全衛生法

ガイドライン：
安全推進者の配置等に係るガイドライン

出所：京都労働局ＨＰ

事業規模別・業種別安全衛生管理組織

選任のポイント

1　安全管理者

次に該当する事業場については、安全管理者のうち１人を専任（専ら安全管理を行う者）の安全管理者とすることとなっております。

業　　種	事業場の規模（常時使用する労働者数）
建設業、有機化学工業製品製造業、石油製品製造業	３００人以上
無機化学工業製品製造業、化学肥料製造業、道路貨物運送業、港湾運送業	５００人以上
紙・パルプ製造業、鉄鋼業、造船業	１，０００人以上
上記以外の業種で過去３年間の労働災害による休業１日以上の死傷者数の合計が 100 人を超えてる場合	２，０００人以上

2　衛生管理者

事業場の規模ごとに選任しなければならない数は、次のとおりです。

事業場の規模（常時使用する労働者数）	衛生管理者の数
５０人～　２００人	１人
２０１人～　５００人	２人
５０１人～１，０００人	３人
１，００１人～２，０００人	４人
２，００１人～３，０００人	５人
３，００１人以上	６人

また、次に該当する事業場については、衛生管理者のうち１人を専任（専ら衛生管理を行う者）とすることとなっております。

① 業種にかかわらず常時 1，000 人を超える労働者を使用する事業場

② 常時 500 人を超える労働者を使用する事業場で、坑内労働または労働基準法施行規則第 18 条各号に掲げる（参照１）業務に常時 30 人以上の労働者を従事させるもの。

なお、常時 500 人を超える労働者を使用する事業場で、エックス線等の有害放射線にさらされる業務や鉛等の有害物を発散する場所における業務（労働基準法施行規則第 18 条第１号、第３号から第５号まで若しくは第９号）などに常時 30 人以上の労働者を従事させる場合は、衛生管理者のうち１人を衛生工学衛生管理者免許を受けた者のうちから選任することとなっています。

3　産業医

常時 3，000 人を超える労働者を使用する事業場では、２人以上の専属産業医を選任することとなっております。なお、次に該当する事業場にあっても、専属の産業医を選任することとなっております。

① 常時 1，000 人以上の労働者を使用する事業場

② 一定の有害な業務に常時 500 人以上の労働者を従事させるもの（労働安全衛生規則第 13 条第１項第３号に掲げる業務）（参照２）

＊安全委員会の設置要件

①常時50人以上の労働者を使用する事業場

【業種】

林業、鉱業、建設業、製造業のうち木材・木製品製造業、化学工業、鉄鋼業、金属製品製造業及び輸送用機械器具製造業、運送業のうち道路貨物運送業及び港湾運送業、自動車整備業、機械修理業並びに清掃業

②常時100人以上の労働者を使用する事業場

①以外の製造業（物の加工業を含む。）及び運送業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業

出所：京都労働局ＨＰ

総括安全衛生管理者(安衛法第１０条)



事業者は政令（＊政令２条）で定める規模の事業場ごとに

＊当該事業場においてその事業の実施を統括する者を充てる



総括安全衛生管理者

総括安全衛生管理者を選任し



安全管理者、衛生管理者を指揮させ



次の業務を統括管理させる

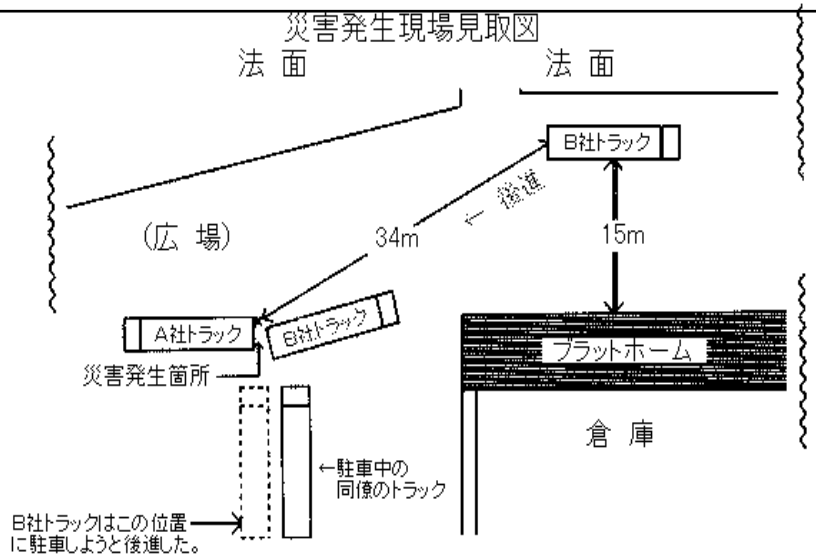
1　労働者の危険又は健康障害防止の措置
2　労働者の安全又は衛生の教育の実施
3　健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置
4　労働災害の原因の調査及び再発防止対策
5　前各号のほか、労働災害を防止するため必要な業務で、厚生労働省令（則３条の２）で定めるもの

安衛則３条の２

1　安全衛生に関する方針の表明に関すること
2　法第28条の2第1項又は第57条の3第1項及び第2項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること（リスクアセスメント）
3　安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること（マネジメントシステム）

2　連絡調整不足による労働災害事例

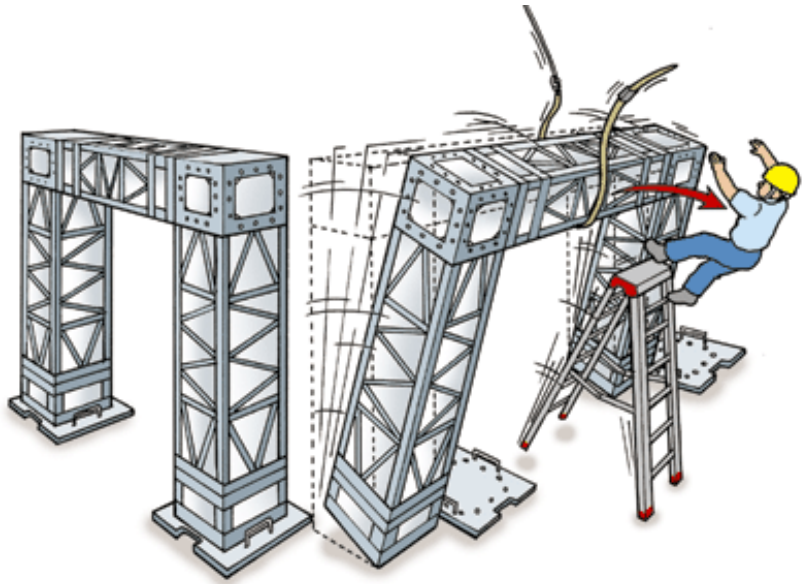
別の者が運転する貨物自動車が後退した際に挟まれ死亡

発生状況	 **物流センター内で倉庫管理・配送業務を行う業者から運送関係の仕事を請け負ったＡ社の労働者が物流センター到着後、プラットホーム前方に車を止め、物流センターに所属するフォークリフト運転者の作業により、積み荷を行った後、シート掛け作業を行っていたところ、荷の搬入に来たＢ社のトラックと自分のトラックの荷台との間に挟まれた死亡した。**
原因	**Ｂ社のドライバーによる後方確認が不十分であったほか物流センター内で作業を行う各社の間において、災害防止のための連絡調整等が十分に行われていなかったこと。等**
対策	**複数の企業が混在して作業を行うことから、関係各社間において、災害防止のための協議会を設置し** **①　的確な作業計画の樹立** **②　作業間の連絡、調整** **を図ること。** **等**

出所：職場のあんぜんサイト労働災害事例を基に作成

連絡調整不足による労働災害事例

テレビ局スタジオ内でアーチ型トラスの組立中に下敷となる

発生状況	 テレビ番組の舞台設営中、重量約150kgのアーチ型トラスが転倒し、作業員が下敷きになって死亡した災害。別業者から「扉がセットできない」と言われ、転倒防止用の鉄板ウェイトを外して天井からのワイヤー固定に切り替える際、トラスが無固定状態になり、被災者が脚立の上でワイヤーの取り付けを待っていたところ、トラスが突然舞台側に倒れ込み、下敷きとなって死亡した。
原因	スタジオ内の作業は、限られた時間内で多くの請負業者の作業が同時進行の形で進められることが少なくないが、混在作業による危害のおそれの観点から、スタジオ全体の安全作業を統括する者が配置されず、**混在作業による危害防止の連絡・調整**等が行われなかったこと。等
対策	テレビ局における番組制作の現場等では、舞台の設営等を請け負う複数の会社が限られた時間内で多くの作業を混在で行うことも多く、混在作業による危害のおそれもあるので、美術的な面から作業を統括する者のほか、**スタジオ全体の安全作業を統括する者**を配置し、**混在作業による危害防止の連絡調整**を行わせること。等

出所：職場のあんぜんサイト労働災害事例を基に作成

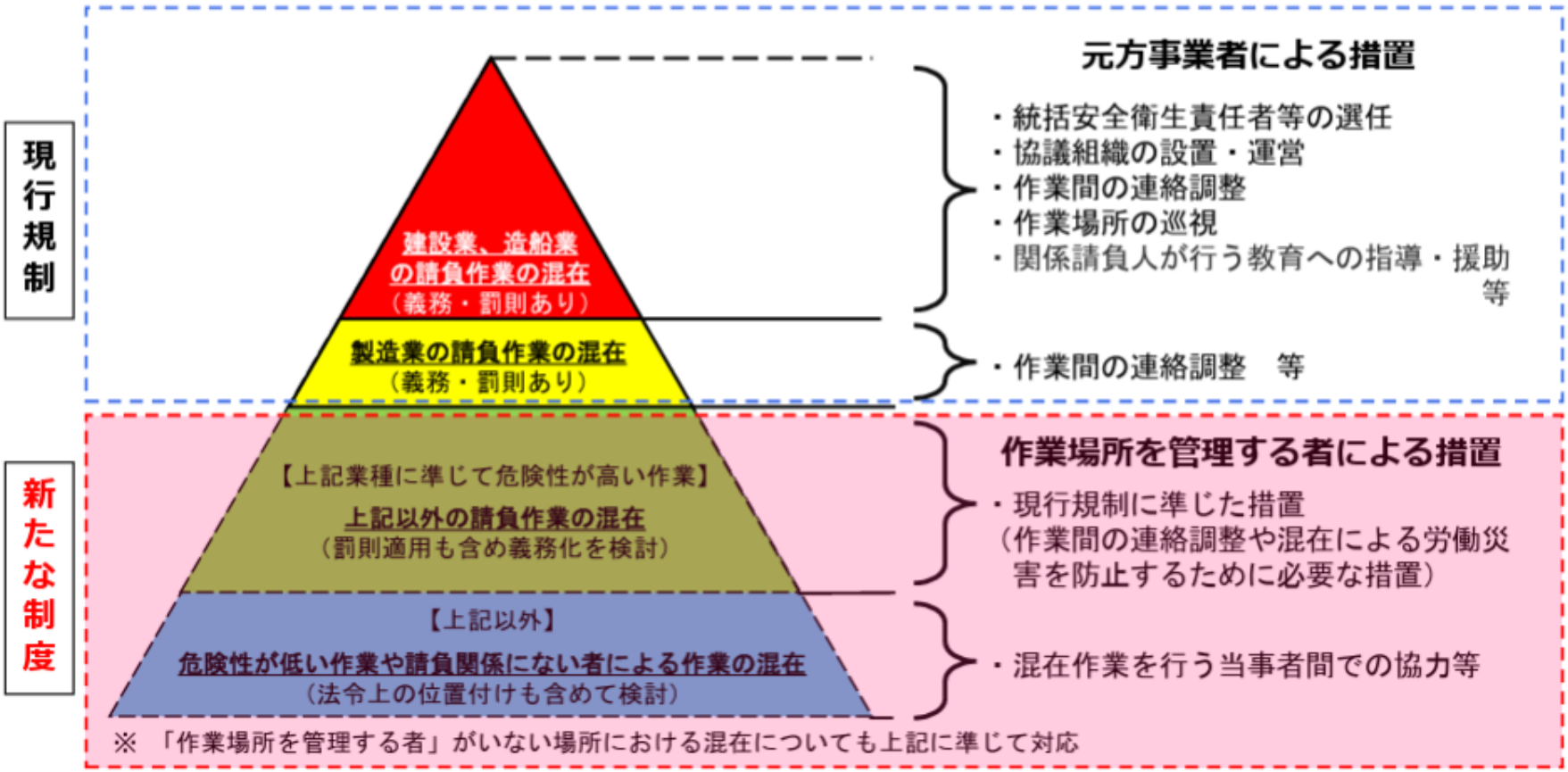
3　元方事業者等による統括管理・連絡調整等の措置

　これから説明する「3　元方事業者等による統括管理・連絡調整等の措置」は、建設・造船・製造業(以下「建設業等」）に関するものですので、それ以外の業種の皆様には直接関係がありません。
　ただ、今回の改正安衛法で、業種の限定はなくどの業種にも関係する「作業場所管理事業者」が新設されましたが、これは、建設業等の元方事業者に義務付けられている事項を参考にして「作業間の連絡調整」等が規定されています(下図イメージ図参照）。
そこで、まず参考にされたその内容をご確認願います。



混在作業による労働災害を防止するための制度（イメージ図）

出所：第163回安全衛生分科会資料1



混在現場　発注者・注文者・元方事業者・特定元方事業者・関係請負人

発注者

【安衛法30条2項】
注文者のうち、その仕事を他の者から請け負わないで注文している者



注文者

【安衛法3条3項】
仕事を他人に請け負わせている者

元方事業者

【安衛法15条1項】
一の場所において行う仕事の一部を請負人に請け負わせ自らも仕事の一部を行う最先次の請負契約における注文者



特定元方事業者

【安衛法15条1項】
元方事業者のうち、建設業、造船業の仕事を行う者

１次下請



安全衛生責任者

【安衛法16条】
特定元方事業者に対して関係請負人が選任する安全担当者

２次下請



３次下請（最後）



関係請負人

【安衛法15条1項】
元方事業者以外の請負人

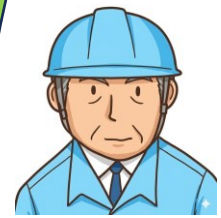
建設業等の混在作業現場における統括管理のスタッフです。



特定元方事業者



選任　選任



統括安全衛生責任者

【安衛法15条】
元方安全衛生責任者を指揮
30条記載の事項を統括管理

指揮



元方安全衛生管理者

【安衛法15条の2】
統括安全衛生責任者が行う職務のうち技術的事項を管理しその職務を補佐する

特定元方事業者等の講ずべき措置（安衛法第３０条第１項）＊罰則あり(第120条第1項)

特定元方事業者(**建設業、造船業の元請**)は

↓

その労働者である**作業従事者**（当該労働者である作業従事者のほか、**労働者以外の当該特定元方事業者に係る作業従事者**がある場合には、当該者を含む。）及び関係請負人**に係る作業従事者**の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するため、次の事項に関する必要な措置を講じなければならない。

↓

①協議組織の設置及び運営
②作業間の連絡及び調整
③作業場所の巡視
④関係請負人が行う労働者の安全衛生のための教育に対する指導援助
⑤仕事の工程に関する計画と使用する機械、設備について
　イ　工程計画及び機械、設備等に関する配置計画の作成
　ロ　使用する一定の機械、設備等について、安衛法令に基づき関係請負人が講ずべき措置について指導する
⑥その他厚生労働省令で定める事項（安衛則６３５～６６４条）



赤字が改正箇所です。



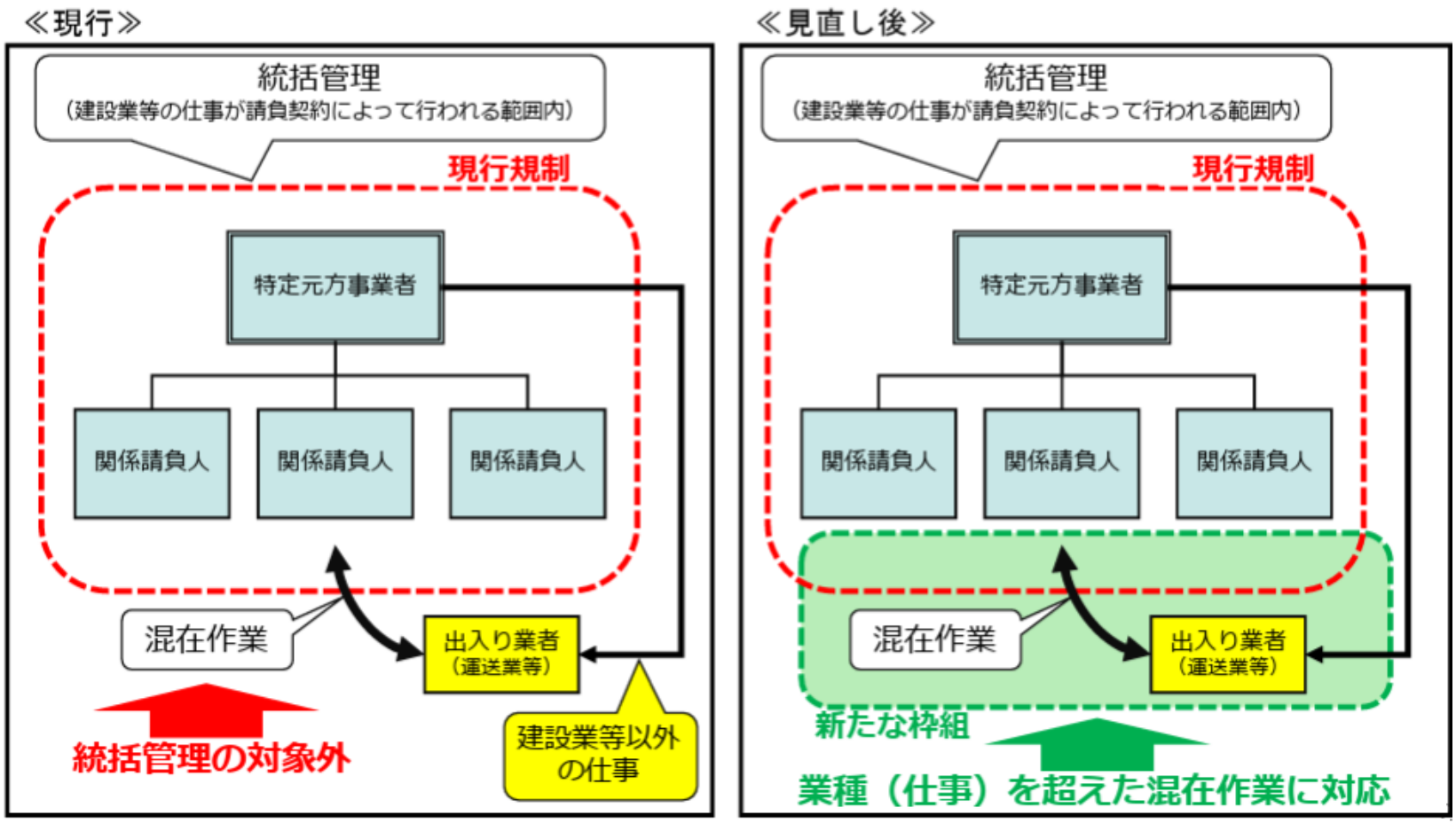
個人事業者

わたしは、労働者以外の作業従事者になるのですね。

4　作業場所管理事業者として必要な措置

３業種（建設業・造船業・製造業）や仕事の枠にかかわらず、「**一の場所」で行われる混在作業（荷の搬入・搬出作業や機械・設備のメンテナンス作業等）**に着目し、混在作業場所を管理する者（**作業場所管理事業者**）に作業間の連絡調整等の一定の措置を求める枠組みが創設されました。





出所：第163回安全衛生分科会資料1

作業場所管理事業者として必要な措置（安衛法第３0条の４）＊罰則あり(第120条第1項)

仕事を自ら行う事業者であつて、当該**仕事を行う場所を管理**するもの（以下この項並びに第32条第4項及び第8項において「**作業場所管理事業者**」という。）は、

その管理する一の場所においてその**労働者である作業従事者**（当該労働者である作業従事者のほか、**労働者以外の当該作業場所管理事業者に係る作業従事者がある場合には、当該者を含む。**）及びその**請負人**（当該仕事が数次の請負契約によつて行われるときは、当該請負人の請負契約の**後次の全ての請負契約の当事者である請負人**を含む。）に係る作業従事者が作業を行う場合であつて、これらの作業従事者のいずれかが、**危険性又は有害性等を勘案**して**＊厚生労働省令で定める業務**に係る作業を行うときは、

当該作業が行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、**作業間の連絡及び調整を行う**ことに関する措置その他必要な措置を講じなければならない。





作業場所管理事業者

【安衛法30条の4第1項】
仕事を自ら行う事業者であつて、当該仕事を行う場所を管理するもの



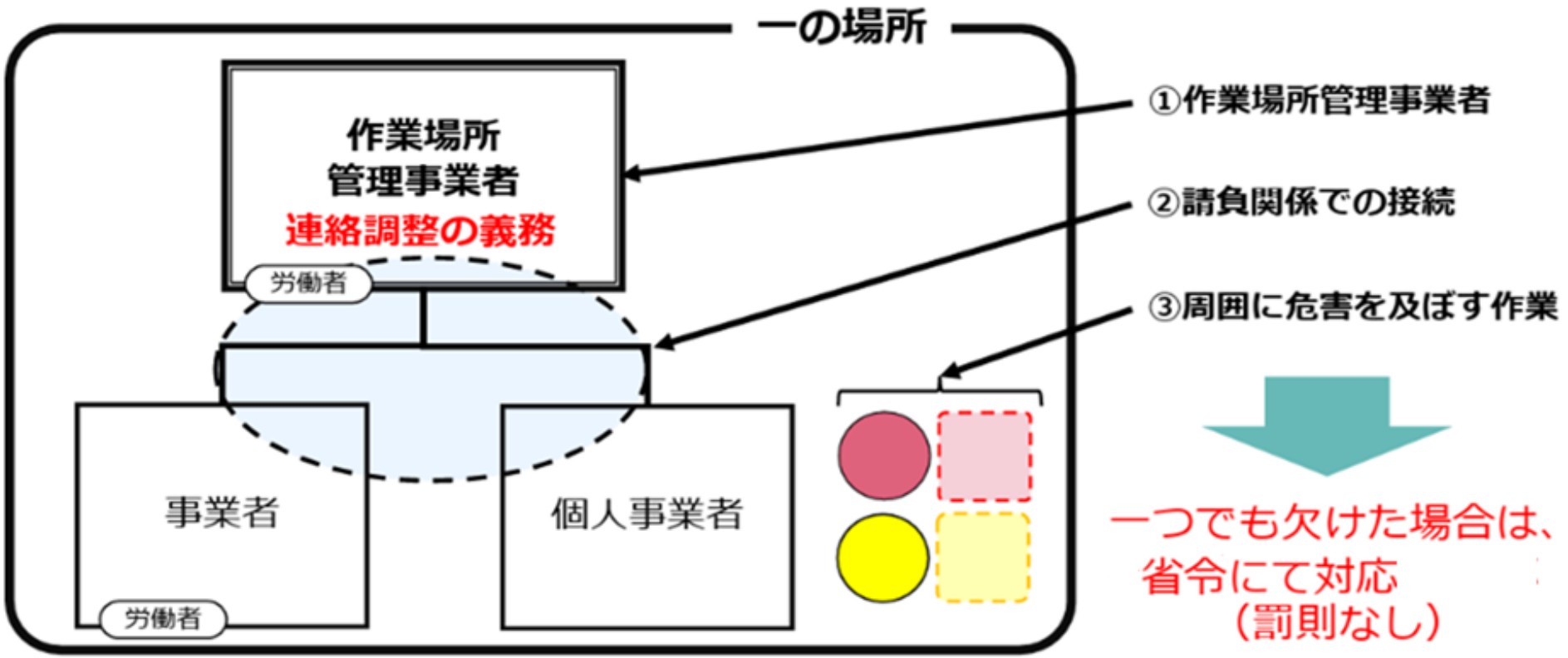
私も対象です。**個人事業者**

作業間の連絡調整義務が発生する３要件（安衛法第３0条の４）

混在作業による労働災害防止の新たな枠組のイメージ

○　法第30条の４は、一の場所において、**「①作業場所管理事業者」**の作業従事者と**「②請負関係」**にある事業者や個人事業者の作業従事者が作業を行う場合に、いずれかの作業が**「③周囲に危害を及ぼす作業」**に該当するときは、**「作業場所管理事業者」が作業間の連絡調整の義務を負う**。

○　「作業場所管理事業者」がいない場合など**①～③の要件が一つでも欠けた場合**は、**法第30条の４は適用されない**。　**【「省令（安衛則第６４３条の１２）」にて対応】**



出所：第183回安全衛生分科会資料1-4

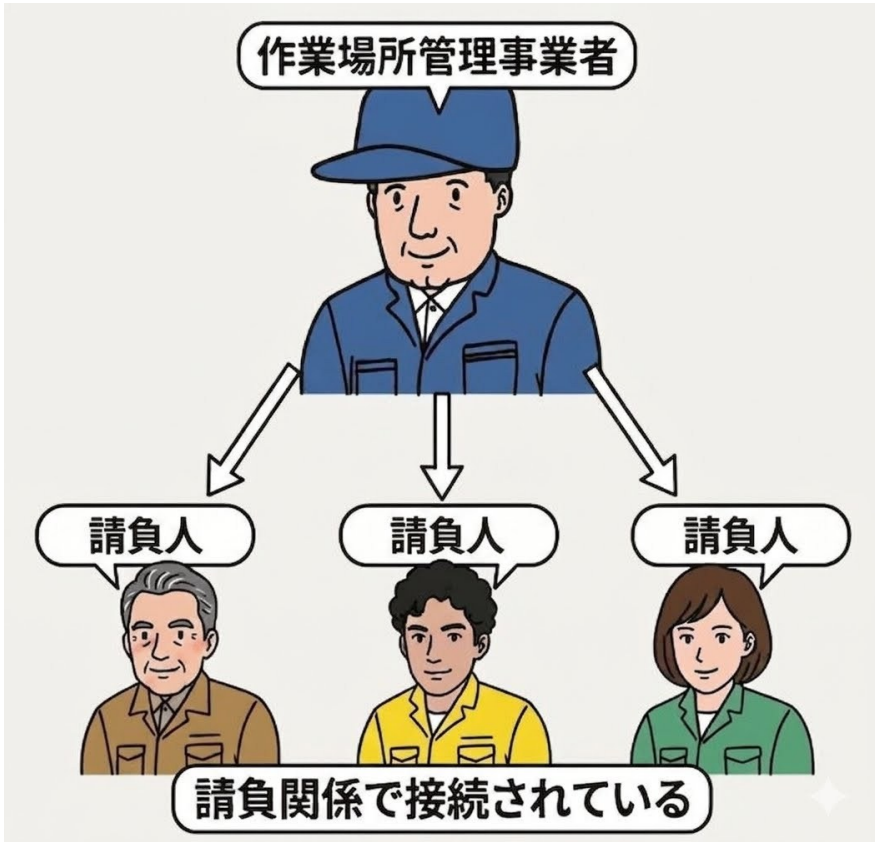
①　作業場所管理事業者

作業の実施について、**統括的な立場**にあり、施設又は設備の使用の許可、入退場の管理、作業の順序や方法の調整その他**混在作業による危険を防止するための措置を実際に講じ得る立場**にあること（令和8年5月26日基発0526第1号）



②　作業場所管理事業者と請負関係で接続されていること

「一つの場所」で行われる作業に一定の制約を課すことなど実効性を持ってこれを実施することができる**関係性が必要**であることから、作業場所管理事業者と「一つの場所」で作業を行う「事業を行う者」とが請負関係で接続されていることを要件とした（令和8年5月26日基発0526第1号）



③　周囲に危害を及ぼす作業であること　　安衛則643条の10

危険性又は有害性等を勘案して厚生労働省令で定める業務

次の表に掲げる、周囲で作業を行う作業従事者に危害が生ずるおそれのある業務

就業制限に係る業務	特別教育を必要とする業務	作業主任者を選任すべき作業	作業を指揮する者を定める必要がある作業	貨物自動車を用いた荷の搬入・搬出の業務	定期に実施する検査、補修等の業務
安衛令20条各号	安衛則36条各号	安衛令６条各号	安衛則151条の４等	安衛則151条の２第７号	安衛則169条の２、171条等





貨物自動車を用いた荷の搬入・搬出については、他の業務と異なり、法令に基づく資格や教育、管理者等の選任が必要な業務ではありませんが、死亡災害をはじめとする労働災害が多発している状況を踏まえ、対象業務に含めたものです。

作業間の連絡及び調整を行うことに関する措置その他必要な措置

（1）作業間の連絡及び調整　安衛則643条の11

作業場所管理事業者は、**随時**、作業場所管理事業者と請負人との間、請負人相互間における法30条の４第１項の**連絡及び調整**を行わなければならない。



（2）作業場所管理事業者等の講ずべき措置　安衛則643条の12

①　**作業場所管理事業者**は、**安衛法30条の４に規定する場合を除き**、その管理する一の場所において作業従事者が作業を行う場合には、当該作業が行われることによって生ずる労働災害を防止するため、**随時**、**作業場所管理事業者と当該事業を行う者との間**及び事業を行う者**相互間における連絡及び調整**を行うものとする。

作業場所管理事業者以外の事業を行う者は、**作業場所管理事業者が行う措置に応じて、必要な措置を講ずる**ものとする。

②　**事業を行う者**は、**作業場所管理事業者がいない一の場所**においてその作業従事者及び当該一の場所において行われる事業を行う他の事業を行う者に係る作業従事者が作業を行う場合には、当該作業が行われることによって生ずる労働災害を防止するため、**随時、当該他の事業を行う者と相互に連絡及び調整を行うもの**とする。

③　**作業従事者**は、講じられる措置に応じて、必要な事項を守るものとする。

5　個人事業者等に仕事を請け負わせる際の留意事項

　まず、仕事を請け負わせる個人事業者等に改正安衛法をご存じなのか、正確にご理解しているのか確かめてください。
　内容が多岐に亘り、施行期日も長期に亘るので、ご理解するのも大変だと思います。
　個人事業者だけでなく、仕事を請け負わせる方も正確な知識が必要です。改正項目とその施行日を整理した中央労基署リーフレットがありますので、確認していきましょう。



フリーランス、一人親方、中小事業主・役員のみなさま

個人事業者等の安全衛生対策が強化されます！
～労働安全衛生法改正の主なポイントについて～

「注文者」や「作業場所管理事業者※」による対策が強化

個人事業者等の
安全衛生対策について
（厚生労働省HP）

R7.5.14施行

全ての注文者による
配慮の明確化



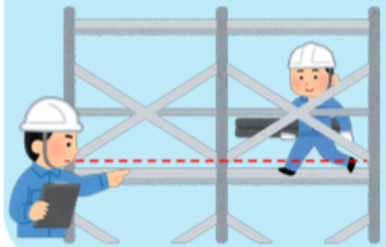
R9.4.1施行

全ての混在作業場所
における連絡調整



R8.4.1施行

個人事業者等が
統括管理の対象に



「個人事業者等※」自身による対策の強化　＊個人事業者等に対する罰則あり

R9.4.1施行
不適格な機械の使用禁止



R9.4.1施行
機械等の自主検査の実施



R9.4.1施行
危険有害業務に関する安全衛生教育



「個人事業者等」の災害把握や権利確保の強化

R9.1.1施行
個人事業者等の業務災害報告制度



R8.4.1施行
労働基準監督署への申告制度



本リーフレットの詳細やその他の改正内容は**説明会資料**をご確認ください

改正労働安全衛生法
説明会資料
（厚生労働省HP）

※個人事業者…事業を行う者で労働者を使用しないもの
※個人事業者等…個人事業者＋中小企業の事業主やその役員
※作業場所管理事業者…業種を問わず、混在作業場所を管理する事業者

どうでしたか？
　改正安衛法について、個人事業者等の方も仕事を請け負わせるあなたも双方ご理解が得られていましたか？このように、双方ご理解していることを、確認した上で、具体的な現場での作業内容や作業条件を決めて、明示し、作業を開始しましょう。仕事が終わるまで双方決めたことを守ることも大事です。



ご静聴ありがとうございました。
改正安衛法のご理解が少しでも
進んだことを祈念しております。

